2．変更しようとする事項
登録講習事務を行う事務所の名称及び所在地
変更前：独立行政法人海技教育機構海技大学校
兵庫県芦屋市西蔵町12番24号
変更後：独立行政法人海技教育機構国立小樽海上技術学校
北海道小樽市桜三丁目21番１号
独立行政法人海技教育機構国立館山海上技術学校
千葉県館山市大賀無番地
独立行政法人海技教育機構国立唐津海上技術学校
佐賀県唐津市東大島町13番地５号
独立行政法人海技教育機構国立口之津海上技術学校
長崎県南島原市口之津町丁5782番地
独立行政法人海技教育機構国立宮古海上技術短期大学校
岩手県宮古市磯鶏二丁目５番10号
独立行政法人海技教育機構国立清水海上技術短期大学校
静岡県静岡市清水区折戸三丁目18番１号
独立行政法人海技教育機構国立波方海上技術短期大学校
愛媛県今治市波方町波方甲1634番地１
独立行政法人海技教育機構海技大学校
兵庫県芦屋市西蔵町12番24号
3．変更しようとする日　平成21年12月15日
4．変更の理由　登録講習事務を行う事務所を追加するため。

東北地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 22 年３月 12 日

東北地方整備局長　青山　俊行

1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道６号	宮城県亘理郡山元町大平字新平88番地から宮城県亘理郡山元町大平字新平98番３まで
一般国道７号	青森県青森市浪岡大字下十川字村元75番１から青森県青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡100番２まで
一般国道45号	岩手県宮古市大字金浜第７地割字船川原８番１から岩手県宮古市大字松山第６地割字下野28番１まで
三陸縦貫自動車道	宮城県登米市中田町浅水字新十三号38番１から宮城県登米市東和町米谷字岩の沢57番地まで

2　指定する期日　平成22年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定及び解除し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 22 年３月 12 日

東北地方整備局長　青山　俊行

1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道６号	宮城県亘理郡山元町大平字新平88番地から宮城県亘理郡大平字新平98番３まで
一般国道７号	青森県青森市浪岡大字下十川字村元75番１から青森県青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡100番２まで
一般国道45号	岩手県宮古市大字金浜第７地割字船川原８番１から岩手県宮古市大字松山第６地割字下野28番１まで
三陸縦貫自動車道	宮城県登米市中田町浅水字新十三号38番１から宮城県登米市東和町米谷字岩の沢57番地まで

2　指定する期日　平成22年４月１日

3　通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 22 年３月 12 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

道路の種類	路線名	区間
一般国道	４号	小山市大字羽川字下田67番１から同市大字羽川字西側423番１までの上り線
一般国道	４号	那須塩原市三島１丁目39番１から同市高柳字関谷道東51番６までの上り線

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 22 年３月 12 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道26号	大阪府泉南市幡代１丁目400番３号から大阪府阪南市箱作2825番１号まで
一般国道27号	京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬10番２から京都府船井郡京丹波町富田長野39番１まで

2　指定する期日　平成22年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 22 年３月 12 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道27号	京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬10番２から京都府船井郡京丹波町富田長野39番１まで
中国横断自動車道姫路鳥取線	兵庫県佐用郡佐用町口長谷字申山219番155から兵庫県佐用郡佐用町東中山字堂屋敷803番まで

2　指定する期日　平成22年４月１日
3　通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。